

会 議 錄

会 議 名	第2回宍粟市自治基本条例検証委員会	
開 催 日 時	令和7年12月17日（水） 午後2時00分～午後3時50分	
開 催 場 所	ライブリーちくさ 2階会議室2、会議室3	
出 席 委 員	長田茂伸、水口正己、小椋成実、北川昌彦、田住 学 春名文子、藤原千尋、中林久美子	
欠 席 委 員	井上千景、春名雅行	
事 務 局 及 び 説 明 員	(市長公室) 水口公室長、中尾次長 (地域創生課) 上月副課長、坂根専門員 (千種市民局千種まちづくり推進課) 小河次長兼課長	
傍 聴 人 数	3人	
会 議 の 区 分	—	(非公開の理由) —
協 議 事 項 等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長あいさつ ・各条文の検証 <ul style="list-style-type: none"> ・前文及び第1章 ・第2章 ・第3章 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・次回日程等 	
会 議 経 過 及 び 会 議 資 料	別紙のとおり	
会議録確認者	委員長 田住 学 (令和8年1月5日確認)	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
委員長	<p>■開会</p> <p>■委員長挨拶 千種地域ではサルの獣害が多く、ちくさええとこ協議会にて住民がサルの出没個所にシールを貼るという取り組みを市民局ロビーで行っている。住民に獣害を知つてもらうことはもちろん、自治基本条例にもあるまちづくりを推進する具体的な形だと思う。第2回の検証委員会はこの条例の中心的条文の検証となる。身近なところでこの条例がどうかという見方をしていただいたらこの検証が生きてくる。お気づきの点、発言いただきたい。</p>
委員長	<p>■協議事項 検証基礎シートに加え事前にいただいた皆さんからの質問・意見についての説明を含め条文ごとに検証を進めていきたい。</p>
事務局	<「委員からの意見：質問まとめ」の10, 11 説明>
事務局	<「前文」の説明>
委員長	「前文」について意見、質問はないか。
委員	この条例自体市民がほとんど知らない。知らないなかで検証を進めてもいいのか。意味があるのか。
委員	条例制定段階で広報紙に別冊という形で周知されている。たぶん市民は見ていない。市民が知っているか否かということと、今回の検証でこの条例自体をいかに良いものにしていくかということは別物だと思う。
委員長	市民にこの条例を如何に知つていただくかということについても、皆さんの意見をいただきたい。
委員	議会議員はこの条例について把握し活動しているのか。
事務局	今回11名の新人議員があったが、皆さん、勉強もして理解いただいていると考えている。
委員長	第1章の第1条（目的）から第5条（基本原則）までの検証を行う。
事務局	<第1条から第5条までの説明と「委員からの意見：質問まとめ」No.1 説明>
委員長	意見、質問はないか。

	(特になし)
委員長	第2章第1節第6条（市民の権利）、第7条（市民の責務）の説明をお願いする。
事務局	<第2章第1節第6条、第7条の説明>
委員長	ご意見、ご質問をお願いする。
委員	全国で同様の条例制定をしているところも多くあるが、一方で条例制定がない自治体もある。そのような自治体はどのように行政運営しているのか。
事務局	市民、議会、行政それぞれの役割・責務を改めて認識しながら行政運営をやろうとした自治体と、当然のことなので改めて条例化しなくとも行政運営はできるという自治体に分かれたものと思う。宍粟市は、市民の参画、議会の役割、行政役割・責務を定める中で、市民参画で行政を進めていくとして条例化したものである。
委員長	条例を定めると、やはり検証が必要ということになってくる。その他、意見、質問はないか。
委員全員	(他なし)
委員長	次に第2節第8条（市議会の権限）、第9条（市議会の責任）の説明をお願いする。
事務局	<第8条、第9条の説明および「委員からの意見：質問まとめ」No.2 説明>
委員	(感想として) 今年、議会報告会に参加したが、自治会長がほとんどで参加者が少ない。何かいい方法を考え改善しないといけないと思う。
委員長	次に第3節第10条（市長の権限）から第12条（市の職員の責任）までの説明をお願いする。
事務局	<第10条、第11条、第12条の説明および「委員からの意見：質問まとめ」No.3 説明>
委員	「メンター制度」とは何か。
事務局	メンターとは新人職員に対する指導員的な役割を担い、身近で相談しやすい体制をとっていくための制度のことをいう。

委員長	他にないか。
委員全員	(特になし)
委員長	次の第3章第1節第13条（市政情報の管理）から第15条（市民間の情報の共有）までの説明をお願いする。
事務局	<第13条から第15条の説明および委員からの意見：質問まとめ」No.4 説明>
委員	自治基本条例検証基礎シート中「宍粟市個人情報保護条例の廃止」とあるが、その意味を説明願いたい。
事務局	もともと法律で規定している部分と条例で規定している部分があった。R5年の法律改正によって、法律が条例の規定部分を包括するものとなつたため、条例自体必要がなくなったため廃止したものである。
委員長	他にないか。
委員全員	(特になし)
委員長	第3章第2節第16条（市民参画の推進）から第21条（まちづくりを推進する団体）までの説明をお願いする。
事務局	<第16条から第21条までの説明および委員からの意見：質問まとめ」No.5、No.6 説明> 本条例検証委員会に、まちづくりを推進する団体の「ちくさええとこ協議会」から3名が委員となってもらっている。協議会の活動の紹介をいただきたい。
委員	自治会長など一部の人に負担がかからないよう、自治会や各種団体から運営委員会に入つてもらい「ちくさええとこ協議会」を運営している。 その一つの取組みとして、地域の移動手段を検討、検証する公共交通の実証運行を行つてている。
委員長	本年2月に発足したが、ここまで道のりは長かった。本協議会の前身は「千種まちづくり推進委員会」。これを発展的解消し「ちくさええとこ協議会」となるわけだが、一番のきっかけは全戸アンケートを実施したこと。また、組織化を推進する段階での行政の関わり、手腕が大きかった。二人三脚、伴走支援の体制で取り組んでもらい今日に至っている。団体が独り立ちするまでこの伴走は必要ではないか。
委員長	ご意見、ご質問はないか。

委員	公共交通は行政で考えてもらう課題ではないか。まちづくり団体が行うことと行政が行うことを分けていかないといけないのでないか。公共交通を考えのがまちづくり団体なのか。
事務局	当然、公共交通会議においてバス路線等の公共交通を審議いただいている。運行事業者も運転手不足などで減便等検討せざるを得ない状況にあるなかで存続できる路線ばかりではない。そこで、地域の困りごととして地域の皆さんに危機感を持ち取り組んでいただいたのが「三方繁盛つれってカ一」の運行や千種の「実証実験」であったりする。
委員長	なんでも市費投入とはならない。千種地域の場合は実証実験に賛同してもらった委託先があり、国の補助金もつくこととなった。 どこまで自分たちができるか、自分たちができることはやっていくというスタンスがなければ過疎化していく地域のまちづくりは実現しない。
委員	行政がやらないといけないこととして公共交通機関を守ることだと思っている。そうじゃなのかな。
委員長	今言われる意見を含めて、それぞれの地域が納得する形で進めることが大事だと思う。
委員長	次に第22条（市民公益活動）と第23条（地域活動）の説明を願う。
事務局	<第22条、第23条の説明および委員からの意見：質問まとめ> No.7 説明
委員長	ご意見、ご質問はないか。
委員全員	(特になし)
委員長	本日の議題全体を通して何かあるか。
委員	「ちくさええとこ協議会」の立ち上げはどのようにされたのか。
委員長	住民の一部でやっているような雰囲気があったが、一つのきっかけとしてまちづくり推進委員会、自治会長会、行政の三者が三者会議というまちづくりについて協議できる場を設定したこと、コーディネーターを招聘し助言をいただいたこと、そして行政の関わりの結果として進めてこられた。
委員	市の指定避難所で空調設備が整備されていないところがあり、避難を想定すると不公平ではないか。
委員	宍粟市が理想としているまちづくりは、この基本条例できっちり決められていると理解した。ただ、行動力のある人はいいが高齢者に対してはどう

	うなのかと思う。助け合ってというなら高齢者にも優しく理解しやすいものになればいいと思う。
委員	空き家対策や独居老人が増加していることなどを考えると、宍粟市として誰ひとり取り残さない街になってほしいと思う。
委員長	いろいろな機会で出た意見を吸い上げる仕組みが必要。一方、会を開催してもなかなか参加者が少ない状況がある。 例えばチラシ配布だけでなく誘っていく DM なども取り組みの具体として有効かもしれない。
委員長	次回の日程について事務局より提案願いたい。
事務局	次回（案）は、1月21日（水）午後2時から「はがてらす」を考えている。先の話だが、2月16日（月）も予定願えるか。
委員長	いいということだが2月の会議は次回もう一度確認願いたい。
副委員長	本日はありがとうございました。貴重な御意見、気づきや学びとなり、よりよいまちづくりにつながると感じている。次回もよろしくお願ひしたい。